

鹿沼市立学校の設置に関する条例の一部改正について

次のように改める。

令和 8 年 8 月 2 5 日提出

鹿沼市長 松 井 正 一

鹿沼市立学校の設置に関する条例の一部を改正する条例

鹿沼市立学校の設置に関する条例（昭和 3 9 年鹿沼市条例第 3 3 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 同 加園小学校の項を削る。

別表第 2 同 加蘇中学校の項を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 9 年 4 月 1 日から施行する。

（鹿沼市学校給食共同調理場条例の一部改正）

2 鹿沼市学校給食共同調理場条例（昭和 5 3 年鹿沼市条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表鹿沼市立加園小学校加蘇地区学校給食共同調理場の項を削る。

（鹿沼市学童保育館条例の一部改正）

3 鹿沼市学童保育館条例（平成 1 5 年鹿沼市条例第 2 8 号）の一部を次のように改正する。

別表鹿沼市加蘇学童保育館の項を削る。